

## 久留米広域市町村圏事務組合人事行政運営状況の公表

久留米広域市町村圏事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 21 年 3 月 10 日条例第 8 号）に基づき、久留米広域市町村圏事務組合の人事行政の運営の状況を次のとおり公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の任免（令和 5 年度）

##### ア 職員の採用

区分	職員数
新規採用	15 人

##### イ 職員の離職

区分	職員数
定年退職	0 人
その他	8 人

#### (2) 職員の数の状況（各年度 4 月 1 日現在）

区分	職員
令和 6 年度	445 人
令和 5 年度	442 人
対前年度増減数	+3 人

### 2 職員の人事評価の状況

職員の意欲と能力の向上による成長、職員間の連携の向上及び組織力の強化を目的とした人事評価制度を運用しており、その概要は次のとおりです。

評価対象者	全職員
評価対象期間	4 月 1 日から翌年 1 月 31 日
評価方法	業績評価：職員自ら設定した組織目標の達成状況及び達成過程を評価 行動評価：職務遂行に際して求められる行動等が当該職務においてどの程度発揮されているかを評価
評価結果の活用	職員の人材育成への活用及び人事給与制度への反映

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 人件費の状況

区分	管内人口	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和 5 年度 (決算額)	452,546 人	千円 4,930,054	千円 3,498,533	71.0%

(注) 人件費には共済費を含み、児童手当を除きます。

## (2) 職員給与費の状況

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与 費年額 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和5年度 (決算額)	442人	千円 1,649,271	千円 444,104	千円 678,038	千円 2,771,413	千円 6,270

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

## (3) 職員の平均給料月額状況 (令和6年4月1日現在)

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
312,819円	374,035円	39.4歳

(注) 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当の合計です。

## (4) 職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	久留米広域市町村圏事務組合	国
大学卒	208,000円	196,200円
高校卒	181,800円	166,600円

## (5) 級別職員数の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	消防長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして組合長が別に定める職の職務	1人	0.2%
7級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして組合長が別に定める職の職務	8人	1.8%
	2 困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして組合長が別に定める職の職務		
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして組合長が別に定める職の職務	18人	4.0%
5級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして組合長が別に定める職の職務	32人	7.2%
4級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして組合長が別に定める職の職務	133人	29.9%
	2 困難な業務を行う主任主事の職務		
3級	主任主事の職務	164人	36.9%
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	29人	6.5%
1級	主事の職務	60人	13.5%

## (6) 諸手当の状況 (令和6年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する手当
地域手当	地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して職員に支給する手当 ※久留米広域市町村圏事務組合管内支給なし

区分	内容	
住居手当	自ら居住するため必要な経費を負担している職員に対して支給する手当	
通勤手当	職員の通勤距離に応じて支給する手当	
期末・勤勉手当	(令和6年度支給割合)	
	期末手当	勤勉手当
	2.45月分	2.05月分
	(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	
2.45月分	2.05月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り		
単身赴任手当	異動を原因として単身赴任となった職員に対して支給する手当	
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防職員が救急業務に従事したとき 救急出動1回 100円</li> <li>・消防職員が救急救命士として、救急業務に従事したとき 勤務1回 610円</li> <li>・消防職員が地上15メートル以上の不安定な箇所での作業に従事したとき 勤務1回 140円</li> <li>・消防職員が人命救助のため潜水作業に従事したとき 作業1回 300円</li> <li>・消防職員が潜水作業訓練(プールを除く。)に従事したとき 訓練1回 180円</li> <li>・消防職員が消防組織法45条第1項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事したとき 1日 1,680円</li> </ul>	
時間外勤務手当	(令和5年度決算)	
	支給実績	94,571千円
	職員1人当たり平均支給年額	228千円
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給する手当	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して支給する手当	
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給する手当	
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給する手当	
退職手当	久留米広域市町村圏事務組合	
	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月 24.586875月 勤続25年 28.0395月 33.27075月 勤続35年 39.7575月 47.709月 最高限度額 47.709月 47.709月 その他の加算措置 無し	国 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月 24.586875月 勤続25年 28.0395月 33.27075月 勤続35年 39.7575月 47.709月 最高限度額 47.709月 47.709月 その他の加算措置 無し

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間

###### ○ 毎日勤務職員

勤務時間は、1日について8時30分から17時15分までの間において、休憩時間を除き7時間45分、1週間につき38時間45分です。

○ 交替制勤務職員

勤務時間は、1当務について8時30分から翌日の8時30分までの間において、休憩時間を除き15時間30分です。また、4週間を平均して1週間につき38時間45分となるように、所属長が職員ごとに割り振りを行っています。

(2) 休憩時間

○ 毎日勤務職員

休憩時間は、12時から13時までの1時間です。

○ 交替制勤務職員

休憩時間は、11時から14時までの間において1時間及び17時15分から翌日の8時までの間において7時間30分とし、所属長が職員ごとに割り振りを行っています。

(3) 週休日・休日

○ 毎日勤務職員

週休日は、毎週日曜日及び土曜日とし、休日は、祝日法による休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））となっています。

○ 交替制勤務職員

週休日は、4週間を通じ8日となるように2日を単位として職員ごとに指定する日となっています。

休日は、祝日法による休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。））であっても、所属長が特に勤務しないことを認める場合を除き、勤務しなければならないとしています。

(4) 休暇

○ 年次有給休暇

年次有給休暇の平均取得日数 13.6日  
(R5.4.1～R6.3.31)

○ 特別有給休暇

休暇の種類	取得人員	延べ日数
夏季休暇	433人	2,537日
育児時間	1人	7日
妻の出産	30人	89日
子育て支援	21人	53日
育児参加	30人	137日
その他	88人	395日

○ 病気休暇

取得者26人

○ 介護休暇

取得者なし

## 5 職員の休業に関する状況

- (1) 育児休業  
育児休業取得者 5名
- (2) 部分休業  
部分休業取得者 0名

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

- (1) 分限処分の状況 (単位：人)

処分の種類 処分事由	免職	休職	降任	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	4	0	0	4
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
合計	0	4	0	0	4

- (2) 懲戒処分の状況 (単位：人)

処分の種類 処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計
法令等に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

## 7 職員のサービスの状況

消防本部においては、毎年6月及び12月頃に服務規律等の徹底を図るため、綱紀肅正の通知を行うほか、必要の都度、会議等を開催して職員の服務に関する指導等を行っています。

また、新規採用職員に対して服務に関する研修を実施しているほか、本部各署において倫理研修等を実施し周知徹底を図っています。

## 8 退職管理の状況

令和5年度、令和4年度に課長級以上の職で退職した職員の再就職状況は次のとおりです。

退職者数	うち再就職者数				
	再任用職員	再任用職員 (構成市町)	会計年度任用職員 (構成市町)	外郭団体	民間企業等
4人	0人	1人	1人	0人	2人

## 9 職員の研修の状況

### (1) 職員の研修の状況

消防本部職員研修計画を策定し、計画的に職員の研修を実施しています。なお、令和5年度に実施した主な研修実績は、次のとおりです。

(単位：人)

研修区分		受講者数(延べ)
基本研修	新任課長研修	2
	新任課長補佐研修	6
	新任主査研修	2
	新規採用者研修	15
	機関員資格取得研修	20
	応急手当指導員講習	15
	安全衛生担当者研修	5
	公務員倫理OJT研修	440
基本研修	職場内研修	6,353
	課題研修(人権同和問題研修等)	440
選択研修	実務強化研修	0
派遣研修	消防大学校	5
	福岡県消防学校	40
	救急救命研修所	6
	安全運転中央研修所	1
	市町村研修所	14
	先進都市派遣研修	9
	消防長会各種実務研修会	8
合計		7,381

## 10 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とし、労働安全衛生法及び久留米広域市町村圏事務組合職員安全衛生規則の規定に基づき、総括安全衛生管理者、産業医、主任安全衛生管理者、衛生管理者及び安全管理者等の選任並びに安全衛生管理者会議・安全衛生委員会(本部・消防署)を設置しています。

### (2) 職員の健康管理

労働安全衛生法に基づき、職員の健康状態の推移を把握し、潜在する疾病を早期に発見するため、全職員を対象に一般健康診断を実施し、その結果に基づく保健指導を行っています。また、特定の有害業務に従事する職員に対しては、特殊健康診断を実施し、病原体等による感染のおそれのある業務に従事する職員には予防接種を実施しています。令和5年度に実施した健康診断の概要は、次のとおりです。

区 分	主な内容	受診者数（延べ）
法定健康診断	総合健康診断、深夜業務従事者健康診断など	821人
国の指導勸奨等による健康診断	VDT作業従事者健康診断	16人
組合で独自に行っている健康診断	破傷風・B型肝炎抗体検査など	368人

(3) 職員互助会の状況

○ 職員互助会について

名 称：久留米広域市町村圏事務組合職員共済会

会員数：440人（令和6年3月末）

久留米広域市町村圏事務組合職員共済会は、「地方公務員法第42条」及び「久留米広域市町村圏事務組合職員の共済制度に関する条例」に基づいて、久留米広域市町村圏事務組合職員の福祉の増進を目的に設立された職員の互助組織です。

○ 負担割合及び金額

久留米広域市町村圏事務組合職員共済会は、会員からの掛金と事業主からの負担金を主な財源として事業を実施しています。なお、令和5年度の負担割合及び金額は次のとおりです。

	会員掛金	事業主負担金
負担割合（千分率）	4 / 1000	3 / 1000
金額（千円）	6,541	4,942

○ 主な事業内容

- ・保健事業（会員の健康増進に係る助成）
- ・文化事業（会員の文化活動に係る助成）
- ・体育事業（会員の体育活動に係る助成）
- ・福利事業（会員のレクリエーション活動に係る助成）
- ・カフェテリアプラン事業（会員の健康・元気回復等に対する助成）
- ・給付事業（会員への慶弔給付等）
- ・貸付事業（会員への生活資金等の貸付）

1.1 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属の状況

区 分	令和5年度中の申立件数	令和5年度中の処理件数	令和6年度への繰越件数
勤務条件に関する措置の要求	0	0	0

(2) 審査の状況

該当なし

## 12 不利益処分に関する不服申立ての状況

### (1) 係属の状況

区分	令和5年度 中の申立件数	令和5年度 中の処理件数	令和6年度 への繰越件数
懲戒処分	0	0	0
制限処分	0	0	0
その他	0	0	0
計	0	0	0

### (2) 審査の状況

該当なし